

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

○皆伐面積の限度(六四・森林整備課)……………1

## 告 示

### 秋田県告示第六十四号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成十九年二月一日

秋田県知事 寺田典城

水沢川	三三・四・一三	八四・〇〇	八峰町	同一の単位とされる保安林(ヘクタール)	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)	所在市町村
					水源かん養保安林(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)
米代川下流	七四〇・五八	八四・二六	能代市、藤里町	米代川上流	一、六三・二五	鹿角市、小坂町
阿仁川	一、四六二・四五	九六・六一	北秋田市、上小阿仁村	米代川中流	一、七三二・三二	大館市、北秋田市

三種川	五三・三〇	三三・一〇	三種町	同一の単位とされる保安林(残存許容限度)(ヘクタール)	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)	所在市町村
馬場目川	二四六・二七	七・〇九	湯上市、五城目町、井川町		白雪川	一八九・〇二
男鹿地区	四・八四	七・一〇	男鹿市	子吉川上流	五八〇・六九	由利本荘市、羽後町
太平川	二二九・三四	五・七〇	秋田市	子吉川下流	一九四・四四	由利本荘市
雄物川下流	五五一・一九	七二・八八	秋田市、大仙市	雄物川上流	七三二・七四	湯沢市、羽後町
玉川	一、二二・二五	九七・二六	仙北市	皆瀬川	五〇一・六四	湯沢市、横手市、東成瀬村
川口川	二五五・二三	三三・八〇	大仙市、美郷町	平鹿地区	四四八・七八	横手市

秋田南飛砂防備保安林	二三・三八	秋田市	同一の単位とされる保安林(残存許容限度)(ヘクタール)	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)	所在市町村
由利本荘	六・八八	由利本荘市		太平川	一・〇〇
にかほ	〇・一〇	にかほ市	雄物川下流	七・九〇	秋田市、大仙市
八峰防風保安林	〇・九六	八峰町	玉川	四・七四	仙北市
三種	〇・二四	三種町	川口川	三・二六	大仙市、美郷町
男鹿	一二・四六	男鹿市	平鹿地区	一・八四	横手市
秋田南	〇・六二	秋田市	皆瀬川	七・〇〇	湯沢市、東成瀬村
米代川上流干害防備保安林	〇・六四	鹿角市			
米代川中流	二三・一二	大館市、北秋田市			
阿仁川	一・八二	北秋田市			
米代川下流	〇・九六	藤里町			
三種川	三三・四二	三種町			
馬場目川	四〇・五二	湯上市、井川町			
男鹿地区	一・二〇	男鹿市			

五 城 目 "	本 荘 "	皆 瀬 "	田 沢 湖 "	角 館 "	河 辺 "	秋 田 保 健 保 安 林	白 雪 川 "	子 吉 川 上 流 "	子 吉 川 下 流 "	雄 物 川 上 流 干 害 防 備 保 安 林
二・三 八	〇・二 〇	〇・二 八	二・五 八	〇・六 四	〇・六 二	七・六 四	二・九 四	二・三 四	一・九 六	三・五 八
五城目町	由利本荘市	湯沢市	仙北市	仙北市	秋田市	秋田市	にかほ市	由利本荘市	由利本荘市	湯沢市

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 E-mail: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社

